

一般社団法人内外メディア研究会 定款

令和 3年 3月 22日 改 訂

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人内外メディア研究会と称し、英文では、Worldwide Media Association と表記する。

(目 的)

第2条 当法人は、現代社会における世界中のメディアの調査・研究に加え情報の収集・提供を行うことで、人と人、団体と団体間のコミュニケーションの充実・促進を図り、社会全体の健全な発展を促すことを目的とし、次の事業を行う。

1. 現役メディア関係者を囲む定例会の開催
2. 時事・文化・芸術などの諸問題に関する生涯教育を促進するセミナーの開催
3. 内外のメディアに関する情報・資料の提供
4. 書籍の出版及び販売
5. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、個人幹事会員、個人特別会員、個人一般会員、法人幹事会員、法人特別会員、法人一般会員の6種とする。

2 個人幹事会員及び法人幹事会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第7条 当法人の成立後、会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、一般法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第10条 退会は、本人の申し出による。退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次に掲げる事由によって会員の資格を喪失する。

- ① 死亡又は解散
- ② 総社員の同意

- ③ 会費の納入が1年以上なされなかったとき
 - ④ 除名
- 2 会員の除名は、次に掲げる事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。
- ① 本定款その他の規則に違反したとき
 - ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - ③ その他、除名すべき正当な事由があるとき

第3章 社員総会

(招 集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権

の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(監事の員数)

第20条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第21条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事の内、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならな

い。

(代表理事)

第22条 当法人に理事長1人、副理事長2人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

2 理事長は、一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第30条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第31条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第33条 代表理事は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第34条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第36条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第38条 基金は、当法人が解散するときまで返還しないものとする。

(基金の返還手続)

第39条 基金の返還手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別途定めるものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第40条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都港区虎ノ門四丁目1番34-2801号

原島 一男

東京都世田谷区池尻三丁目4番14-701号

春藤 匡央

東京都品川区上大崎一丁目1番4号

手塚 誠人

(設立時理事及び設立時監事)

第41条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 原島 一男

設立時理事 久水 宏之

設立時理事 三枝 稔

設立時理事 水野 雄氏

設立時監事 新保 義隆

(設立時代表理事)

第42条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

東京都港区虎ノ門四丁目1番34-2801号

設立時代表理事 原島 一男

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第44条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 内外メディア研究会を設立のため、設立時社員原島 一男外2名の定款作成代理人である司法書士渡 邊 央は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成27年7月27日

設立時社員	東京都港区虎ノ門四丁目1番34-2801号 原島 一男
設立時社員	東京都世田谷区池尻三丁目4番14-701号 春藤 匡央
設立時社員	東京都品川区上大崎一丁目1番4号 手塚 誠人

上記設立時社員3名の定款作成代理人
東京都渋谷区渋谷一丁目1番7号
司法書士 渡 邊 央